

監査公表第 20 号（令和 8 年 7 月 10 日、県公報第 710 号登載）

総務部、企画・地域振興部、人づくり・県民生活部及び商工部出先機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和 7 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部、人づくり・県民生活部及び商工部出先機関定期監査の結果（令和 8 年 3 月 26 日 7 監総第 1623 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 10 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	井 上 博 隆

8 地総第 770 号
令和 8 年 6 月 1 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	渡 辺 美 穂 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1623 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部 アジア文化交流センター	資金前渡について、資金前渡を受けた職員は、必要な限度額として前渡された金額を超えて支払っていた。	所属長は、関係職員に対し、「財務会計事務の手引き」等で適正な事務処理について改めて確認させるとともに、所属長、広報課長、展示課長、交流課長、広報課副長で構成する「役付会議」において、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、資金前渡の制度内容について確認できるよう財務提要等を手元に常備し、事務処理を行う。 ・ 所属に、急な支払や取引の実情に対応するための緊急用前渡資金を準備する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部	雑入について、収入すべき事由が発生した後、速やかに調定すべきところ、調定が遅延していた。	所属長は、関係職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者及び上司は、新たに調定管理表を作成し、毎月末日の定例業務として調定漏れがないか複数人で確認する。 ・ 担当者が不在となり事務引継ぎが生じる場合は、調定管理表等により担当事務の進捗状況を示し、副任及び上司へ確実に引継ぎを行う。 ・ 副任及び上司は、担当者が不在となる場合は、調定管理表によりスケジュールを把握し、事務処理を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。

8 商 政 第 556 号
令和 8 年 6 月 1 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一 殿
同	世 利 洋 介 殿
同	森 行 一 殿
同	渡 辺 美 穂 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 6 日 7 監総第 1623 号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	通勤手当について、4月1日付人事異動で転入した職員に対し、4月分の定期券代を支給すべきところ、これを行わず支給不足となっていた。 なお、令和6年度定期監査でも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。	所属長は、関係職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者、副主任及び上司は、通勤手当に係る認定事務の手引き及び通知等を精読し事務処理について再確認するとともに毎年度末に総務事務厚生課から発出される「年度末、年度当初での庶務会計業務及び給与支給業務の事務処理について（通知）」を参考に、転入者等の通勤手当についてダブルチェックを徹底の上、認定を行う。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。